

お知らせ

国民年金保険料額が変わります

令和4年度の国民年金保険料額は、月額16,590円

国民年金保険料額は、国民年金法において、月額17,000円とされていますが、名目賃金の変動に応じて毎年改定されています。

●国民年金学生納付特例制度について

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

**所得の目安 = 128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)
+ 社会保険料控除等**

学生納付特例の承認期間は、4月から翌3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月初旬に再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度を希望される場合は、必要事項を記入のうえ、日本年金機構に返送してください。

詳しくは▶

武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121
町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

お知らせ 後期高齢者医療保険料改定について

後期高齢者医療保険料は、医療給付費の支出等の動向を踏まえて2年に1度見直しを行います。

令和4・5年度の保険料について、以下のとおり改定しました。

(旧)令和2・3年度
年間保険料 =
均等割額 + 所得割額
(52,300円) (基礎控除後の総所得金額等 × 10.06%)



(新)令和4・5年度
年間保険料 =
均等割額 + 所得割額
(54,100円) (基礎控除後の総所得金額等 × 10.23%)

※令和4・5年度の賦課限度額は66万円になります。(令和2・3年度は64万円)

詳しくは▶

佐賀県後期高齢者医療広域連合
資格賦課係 ☎ 64-8476
町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

健康 令和4年度「大町町健康ポイント事業」について

健康ポイントとは、町で行っている各種健康づくり行事や、特定健診・各種がん検診・介護予防事業などに参加・受診することで付与されるポイントのことです。一定のポイントがたまると商品券等と交換できます。

対象者 町内に住所があり、4月1日時点で18歳以上の人

実施期間 令和4年4月1日(金)～
令和5年2月28日(火)

申請方法 町民課、子育て・健康課、教育委員会事務局、福祉課、町公民館のいずれかの窓口で参加申し込みをしてください。

ポイント交換方法および期間

町民課 国民健康保険・国民年金係に令和4年12月1日(木)から令和5年3月31日(金)までの間にポイントカードを提出してください。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

お知らせ 国保への加入・脱退は届出が必要です

国民健康保険の加入・脱退手続きは自動的にには行われません。新たに職場などの健康保険に加入・脱退されたときは、14日以内に町民課 国民健康保険・国民年金係窓口で手続きを行ってください。

●職場の健康保険をやめたとき

(健康保険の被扶養者でなくなったとき)

必要書類

- 健康保険の資格が喪失した日のわかる証明書
 - 印鑑
 - 本人確認書類
 - マイナンバー(個人番号)の確認ができる書類
- ※本人または同居の家族(住民票に同一記載の人)に限り手続きができます

●職場の健康保険に加入したとき

(健康保険の被扶養者になったとき)

必要書類

- 国民健康保険証・職場の健康保険証
 - 印鑑
 - 本人確認書類
 - マイナンバー(個人番号)の確認ができる書類
- ※本人または同居の家族(住民票に同一記載の人)に限り手続きができます

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114